

平成25年太宰府市議会第2回(6月)定例会
総務文教常任委員会会議録

平成25年6月6日(木)

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成25年太宰府市議会第2回定例会 総務文教常任委員会〕

平成25年6月6日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第51号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について
日程第2 議案第52号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第53号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第54号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第55号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第56号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第57号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第58号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第59号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程題10 議案第64号 平成25年度太宰府市一般会計補正（第2号）について
日程題11 請願第3号 障がい児の就学に関する請願書
日程題12 意見書第2号 「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門 田 直 樹 議員	副委員長	渡 邊 美 穂 議員
委員	福 廣 和 美 議員	委員	不 老 光 幸 議員
”	藤 井 雅 之 議員	”	長 谷 川 公 成 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総 務 部 長	三 笠 哲 生	市民生活部長	古 川 芳 文
教 育 部 長	今 泉 憲 治	教 育 部 理 事	堀 田 徹
会 計 管 理 者	松 本 芳 生	議 会 事 務 局 長	坂 口 進
総 務 課 長	友 田 浩	経 営 企 画 課 長	濱 本 泰 裕

情報・公文書 推進課長	百田繁俊	協働のまち推進課長	藤田彰
管財課長	久保山元信	税務課長	吉開恭一
納税課長	伊藤剛	教務課長	井上均
生涯学習課長	木原裕和	中央公民館長 兼市民図書館長	田村幸光
文化財課長	菊武良一	会計課長	緒方扶美
監査委員事務局長	関啓子	議事課長	櫻井三郎

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書記 白石康子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

ここで、お諮りします。

審議の順序について、日程第11の請願の審査を繰り上げ、最初に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりといたします。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 請願第3号「障がい児の就学に関する請願書」

○委員長（門田直樹委員） 日程第11、請願第3号「障がい児の就学に関する請願書」を議題といたします。

紹介議員から、補足説明等がありましたら、お願いします。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 主な趣旨につきましては、本会議で読み上げさせていただきましたが、この3月から6月の間に協議会におきまして、保護者の皆様方から意見聴取を行わせていただき、また、その後十分に委員の皆さんで協議をしていただいたと思いますので、今日は最終的にご審議をいただきながら、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（門田直樹委員） それでは、本請願について質疑はありますか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） 学校教育課長に質問してよろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） 開会前にお伝えした通り、学校教育課長は公務ため、欠席されていますが…。

○委員（不老光幸委員） 執行部に質問してよろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） はい、どうぞ。

○委員（不老光幸委員） 要望事項の第1のところ、ずっと書いてありまして、現状がありましたということですので、今現在どのような状況かご説明をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 教育部理事。

○教育部理事（堀田 徹） ここに書いてありますとおり、そういう現状があったということは、学校教育課としても把握はしております。現在の状況につきましては、今年度新しくなっておりますので、今年度の状況につきましては十分把握はしておりませんが、学校に対しまして、こうい

うことがないようにということで、昨年度から指導は継続的に行ってきたということでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。次に、協議、意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 協議、意見交換を終わります。

これから討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、請願第3号は採択すべきものと決定しました。

〈採択 賛成5名 反対0名 午前10時03分〉

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

この請願につきましては、執行機関へ送付し、その処理の経過と結果の報告を請求したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第51号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第51号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部からの補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 議案第51号、太宰府市税条例等の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。議案書は31ページから36ページ、条例改正新旧対照表は16ページからでございます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日に成立し、3月30日付で交付されましたことに伴い、市税条例等の一部を改正するものでございますが、本年4月1日施行の固定資産税及び都市計画税等にかかる改正につきましては、5月30日の本会議におきまして専決議案の承認をいただいておりますので、本案につきましては、その他の改正にか

かるものでございます。改正の主な内容は、現在の低金利の状況を踏まえて、国税にかかる延滞税等の利率が引き下げられることに併せまして、地方税にかかる延滞金等の利率の引き下げを行う特例措置に関するもの、及び住宅ローン控除について適用期間を延長し、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する限度額を拡大する特例的な措置に関するもの、並びに東日本大震災により居住用家屋が滅失等して、居住の用に供することができなくなったもの、及びその相続人が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得等の課税の特例に関するものなどでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

16ページをお願いします。今回の改正は、国から示されております条例改正の準則に基づいた内容でございますが、太宰府市税条例等の一部を改正する条例としておりますとおり、等をつけておりますのは、第1条、第2条に分けて改正する必要がありますが、第2条で見出しの整理をするために、等としているものでございます。

第34条の7第2項につきましては、平成25年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、地方公共団体に対していわゆるふるさと寄附金をした場合、所得税に関して寄附金控除額が増加した分を市県民税の寄附金控除額の特例から減額し、改正前後で控除総額が同額となるようにするための読み替え規定について、改正するものでございます。

次に附則第3条の2及び17ページの第4条につきましては、延滞金等の利率の見直し、引下げを行うものでございます。具体的には現在の金利水準を前提といたしますと、延滞金は納期限から1カ月を超えた場合は現行の14.6パーセントから9.3パーセントに、納期限から1カ月以内では、現行の4.3パーセントから3パーセントに、徴収の猶予等にかかるものについては現行の4.3パーセントから2パーセントに、また、還付加算金の利率につきましては、現行の4.3パーセントから2パーセントに引き下げられます。

18ページをお願いいたします。附則第4条の2につきましては、租税特別措置法の引用規定が改正されましたので、関係規定の整理をさせていただくものでございます。

次に附則第7条の3の2につきましては、個人住民税における住宅ローン控除の対象期間を4年間延長するとともに、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する限度額を最高13万6,500円に拡大するものでございます。

19ページをお願いいたします。附則第7条の4につきましては、ふるさと寄附金にかかる個人住民税の税額控除の計算方法について、第34条の7第2項と同様の改正を行うものでございます。附則第17条の2第3項につきましては、租税特別措置法の引用規定が改正されましたので、関係条文の整理を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。附則第22条の2につきましては、東日本大震災により居住用の家屋が滅失等した場合の当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡の特例にかかる改正でございます。22ページに第2項といたしまして、相続人が土地等の譲渡をした場合の特例を新たに加えまして、併せて法改正に伴う関係規定の整理を行うものでございます。

23ページをお願いいたします。附則第23条につきましては、東日本大震災により自己の居住用家屋が滅失等をした方が住居の再取得等をした場合の住宅ローン控除について、附則第7条の3の2の規定を適用し、対象期間の延長、及び控除額を拡大するための読み替え及び関係規定の整理を行うものでございます。

24ページの第2条につきましては、見出しの削除を行うものでございます。

また、施行期日につきましては、議案書の36ページをお開きください。本条例につきましては、平成26年1月1日からの施行となりますが、第2条の規定は公布の日から、第1条中、住宅ローン控除に関する附則第7条の3の2の規定、震災にかかる住宅ローン控除に関する第23条の改正規定、及びこのページの一番下でございます附則第3条第3項の規定につきましては、平成27年1月1日からの施行となります。

なお、延滞金及び市民税につきましては、経過措置といたしまして、改正後の各条項の適用について説明をさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） まずこの条例改正によって、税収への影響がどれくらい予想されるのかというのが一点と、東日本大震災の住宅ローンの特例がありますが、該当者が本市の中にいらっしゃるのか、二点お願いします。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） まず、税収に関する影響ということでございますが、還付加算金等につきましては、大きな影響は受けないというふうに考えております。それから、そのほかの税収につきましても、大きな影響は受けないというふうに考えております。

それから、東日本大震災の減税の対象者でございますけれども、現時点では私どもの方では対象者として、対象者となられる人につきましては、把握はしておりません。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第51号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時11分）

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第8を一括上程

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第2、議案第52号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から、日程第8、議案第58号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり、一括議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 議案第52号、太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例についてから、生涯学習課分でございますので、議案第57号、太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例についてまで、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

議案書につきましては、37ページから56ページまでをご覧くださいませ。新旧対照表は25ページから52ページまでとなっております。

施設予約システムの更新、構築、導入を検討しまして、利用者の利便性を第一に考え、運用面におきましても誰もが理解しやすく、利用しやすいものに改善すべきことから、使用料金にかかる表示を総額表示に改めることに伴いまして、条例の一部を改正する必要が生じたため、改正するものでございます。

新旧対照表を使いまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、新旧対照表の25ページをご覧ください。第8条第5項にあります使用料金という文言を使用料に統一させていただいております。

次に、使用料1時間につきというところは、別表に時間制限1時間につきと入れておりますので、この部分を外させていただいております。26ページの使用料1人につきという表示についても、表の中に入れさせていただいております。

続きまして、すべてそれぞれの部屋の料金、使用料を総額表示ということで、改めて一覧表を作らせていただいております。

今まで別表の備考欄にありました表記については、改めた表から外しまして、表の枠外に備考

欄を設け、表示させていただいております。

続きまして、33ページ、公園条例関係でございます。これにつきましても、使用料の関係の部分で、別表の使用料の金額の表記の仕方がすべて総額税制で変わっております。

づつきまして、太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例についてでございます。第2条第4項、校庭を運動場に改めております。別表に移りますと、これもすべて総額税制の表記に変わり、備考欄につきましても、先ほどのとおり同じような取扱いにさせていただいております。

40ページ、運動公園条例につきましても、別表の使用料がすべて込料金、総額税制となっております。

46ページ、史跡水辺公園につきましても、別表表示、これもすべて総額表示ということで表示させていただいております。

生涯学習課分につきましては、以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（田村幸光） 議案第58号、太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について説明申しあげます。今回の改正につきましては、生涯学習課同様、施設予約システム変更に伴う公共施設の使用料に係る表示を総額表示に改めることに伴い、条例の一部を改正するものがございます。主な改正の内容といたしましては、別表に定めます使用料の表示について、消費税を含んだ総額表示とし、同時に関連条文の用語の整理を行うものであります。議案書57ページから60ページ、新旧対照表においては、49ページから52ページになります。

よろしく審議の程、お願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第52号について、質疑はございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 一点確認させていただきますけれども、今説明のありました新しい予約システムの導入と併せて表示を改めるという趣旨は理解したんですが、仮の話ですが、来年消費税が8パーセント、10パーセントというような形で順次上がっていくように仮の段階であるんですけども、その分まで対応できるということなんでしょうか、新しいシステムで。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 対応できるようになっております。その都度条例の改正の方をお願いしたいと考えております。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 中央公民館なんですけど、…。

○委員長（門田直樹委員） それはまだ後の方でお願いします。

（渡邊美穂副委員長「すみませんでした」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

次に、第53号について、質疑はございませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 補足説明 関連で確認しておきますけれども、こういった施設を借りたい場合、全部でなくていいんですが、公園自体を借りたい場合のシステムを再度ちょっと教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 今現在、市のホームページ、公共施設予約システムからの申し込みになっております。それで、それぞれ利用されたい施設等を開いていただいて、通常ですとだいたい約1カ月前からの予約になります。それでの申し込みになっております。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 今課長の説明で、通常は1カ月前からということでしたが、通常以外のこともあるのですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 定期利用団体というのがありまして、この団体は2カ月前からということになります。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは定期的に借りていないところは、ほとんど借りれないということですね。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 枠自体は開いておりますので、100パーセント借りれるということではございませんが、だいたい空き時間の中に入っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

次に、第54号について、質疑はございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 今議案第54号ということなんですが、これは第54号、第55号、第56号までですね、関連することなんですが、過去に一般質問させていただいたんですが、一般と小中学生しかないですよ、高校生を入れてください、なぜ高校生が一般になるのかですね、利用料も見てわかるように相当差があるわけですね、高校生のお小遣いで、例えば運動場を借りよう、夜間照明をつけて野球がしたいという場合、相当値段が高いんですね。なぜ一般と一緒にいいのか、高校生の枠を作っていたきたいんですけど、それは無理なんですか。水辺公園には中高生という利用料の枠があるわけですよ、幼児、小学生、中高生、大人とあります。だったら他の施設についても、中高生あたりをひとくくりにして、小学生との差はつけていいと思うんですが、そういう間を作っていたかかないと、高校生、例えばみんなが集まって何か運動をしたいとき、一般の利用料ではお小遣いが少なくて払えないんですよ、現状そうなんです。だから結局

は、話は変わりますが、どこか別の安い例えばファミリーレストランに集まって騒いでいます。それだったら、スポーツをさせた方が私はいいと思うんですが、高校生の枠についてどうお考えですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 今まで高校生が借りるという場合はだいたい個人ではなくて学校等が借りられたという経緯は把握しております。個人的に借りるという部分は、すみませんが私自身あまり把握していないもので、今後そういった枠については、教育委員会と相談しながら、利用実績を確認して検討していこうかと考えております。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 過去にあったから、相談を受けて一般質問をさせていただいたんですけど、ですからぜひ、お願いいたします。高校生の枠を作ってあげてください。よろしくお願いいたします。これは要望です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

では、私から一点、この利用の対象として、第54号の小中学校ですけれども、教室も一応対象になっているということで、これは個人的な話で随分前に一度借りたことがあるのですが、かなりいろいろと難しかったところがあって、まず今ネットのサイトには載ってないと思うんですが、一律にこれは一般的に教室も借りられると思うと思うんですね、その辺りの基準といえますか、明文はしないでもいいかもしれませんが、当時聞いた記憶によると、私物を置いたり、管理などということがあって、なかなか学校としては厳しいというか、できたら貸したくないということがあって、市としてある程度その辺りの差があるということはどうお考えですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） この教室といいますのが、どちらかというとパソコン教室などの特別という枠で聞いておりました。通常の子どもたちの教室という枠ではなかったかなと思います。その辺りは、学校教育に支障がない範囲でというのが大前提ですので、そういった利用が出た場合は現場の学校側と協議をしていきながら、今後考えたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 先ほどと同じことで、同じであれば同じでいいのですが、申し込む場合はやはり1カ月ですか、定期利用団体は2カ月前、同じですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） その通りです。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 小中学校で、一時間につきの料金改定がなされているわけですが、これは1日の間で使用時間の規制などはないのですか。何時間でもいい、1日中でも。

- 委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（木原裕和） だいたい2時間になっております。
- 委員長（門田直樹委員） 福廣委員。
- 委員（福廣和美委員） 2時間以上は借りれないということかな。
- 委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（木原裕和） 一応ですね、体育館が2時間で、校庭、グラウンドが3時間としております。それ以上というのは、ほかの団体もございますので、練習枠は2時間ですよと、ただ大会がある場合は別枠で終日というかたちになっております。

（福廣和美委員「了解です」と呼ぶ）

- 委員長（門田直樹委員） よろしいですか。
- 次に、第55号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（門田直樹委員） 次に、第56号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（門田直樹委員） 次に、第57号について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（門田直樹委員） 次に、第58号について、質疑はございませんか。

渡邊副委員長。

- 副委員長（渡邊美穂委員） 中央公民館を借りたときにですね、客席も別料金が発生しますと言われて、リハーサル等で客席を使わない時は客席は借りなくていい、本番でお客さんが入るときは客席を借りてくださいというふうにいわれたんですけども、これを見る限りは客席の料金というのは見当たらないのですが、ステージを借りる場合はそういうふうな分け方を今後もされるのでしょうか。

- 委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。

- 中央公民館長（田村幸光） おっしゃるとおりです。

- 委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

- 副委員長（渡邊美穂委員） 料金はどれくらい、これは表には書かれないのですか。

- 委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。

- 中央公民館長（田村幸光） すみません、この表には入っておりません。私が認識しておりませんでした。後ほど回答させていただいてよろしいでしょうか。

- 委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（渡邊美穂副委員長「はい」と呼ぶ）

（福廣和美委員「委員長、今の聞いていいですか」と呼ぶ）

- 委員長（門田直樹委員） 議案第58号についてですか。

（福廣和美委員「はい」と呼ぶ）

- 委員長（門田直樹委員） 福廣委員。
- 委員（福廣和美委員） 舞台だけ借りるということがあり得る訳。考えられないけど。
（「リハーサルとか…」発言する者多数あり）
- 委員（福廣和美委員） リハーサルというのは、観客から観てリハーサルじゃないのか。客席を使わずに、舞台だけのリハーサルというのはあるのか。
（渡邊副委員長「仕込みとか…」と呼ぶ）
（福廣和美委員「そういうケースがあるんだろうかと思いつながら…」と呼ぶ）
（田村中央公民館長「委員長」と呼ぶ）
- 委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。
- 中央公民館長（田村幸光） 各太鼓の練習とか、市民吹奏楽団の練習などがあります。
（福廣和美委員「そうなら料金をちゃんと書いておかないと…」と呼ぶ）
（「…」発言する者多数）
- 委員長（門田直樹委員） 不老委員。
- 委員（不老光幸委員） 先ほどの話、それはホールと書いてあるが、これに当てはまるのではないのか。ここにホールと書いてある、これではないのか。
（発言する者多数、聞き取り不能）
- 委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。
- 中央公民館長（田村幸光） たいへん申し訳ありません。先ほどの渡邊副委員長のご質問、不老委員のご質問、ホールと表示しているのが客席の金額です。申し訳ございませんでした。
- 委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。
- 副委員長（渡邊美穂委員） すみません、私はこのホールをホワイエのことだと思っていたんですね。それでは、ホワイエはどこになるんですかね、この料金表では。ホワイエだけ借りるということは無理なんですかね。できないんですかね。
- 委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。
- 中央公民館長（田村幸光） ホワイエだけの利用というのはできません。しかし、市民ホールに行事が入っていないときは、一般開放して、一般市民の方に利用していただいているところです。
（「無料で…」と呼ぶ者あり）
- 委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。
- 中央公民館長（田村幸光） 無料です。
- 委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。感想というか、これはいわゆる排他的に使うから申請をするために申請していると思うんですが、だからステージとホールを別々の団体が使うというのは想像が難しいのですが、いずれその辺りの語句ですね、ホールという言葉も日本語に訳すとどういうふうになるのかなと、難しさもあるので、だからこういうふうな質問が出るのかなと思いましたが、またその辺りの整理をお願いしておきます。
- 委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） お尋ねしますが、例えばどこか太宰府市内の小学校が中央公民館で発表会をしないと、そういう場合はこれは有料なんですか、無料なんですか。

○委員長（門田直樹委員） 小学校、中学校…。

（不老光幸委員「小学校でも、中学校でもどちらでもいいんですが…」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（田村幸光） 公用使用の場合は無料です。

○委員長（門田直樹委員） 不老委員。

○委員（不老光幸委員） 例えば、太宰府小学校独自で何かの発表会をしたいときに、中央公民館を利用したい場合は、これは公用ですか、私用になるのですか。

○委員長（門田直樹委員） 中央公民館長。

○中央公民館長（田村幸光） 無料ですが、舞台上で操作員の利用がある場合は、操作員の料金が発生いたします。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（不老光幸委員「はい」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

これで質疑を終わります。

これから、意見交換を行います。議案第52号について、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、第53号について、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、第54号について、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、第55号について、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、第56号について、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、第57号について、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、第58号について、ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

これから討論・採決を行います。

○委員長（門田直樹委員） 議案第52号、太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時32分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 議案第53号、太宰府市公園条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第53号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時32分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 議案第54号、太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時33分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 議案第55号、太宰府市運動公園条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時33分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 議案第56号、太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時33分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 議案第57号、太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時34分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 議案第58号、太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時34分)

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 議案第59号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」**

○委員長(門田直樹委員) 日程第9、議案第59号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

それでは、執行部からの補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(木原裕和) 議案第59号、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。議案書61ページをご覧ください。平成26年度より計画をしております美術展の創設、開催を検討するために、太宰府市芸術作品顕彰委員会を太宰府市の附属機関として位置づけするものでございます。それにあたりまして、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長(門田直樹委員) 文化財課長。

○文化財課長(菊武良一) 同じく議案第59号、文化財課分につきまして、ご説明申し上げます。議案書は同ページの61ページ、条例改正新旧対照表は53ページをご参照していただければと思います。昨年度末、平成25年3月に宝満山総合報告書を無事策定を完了いたしましたので、国文化庁の方に提出が完了いたしましたので、同審議会を廃止するものでございます。

よろしくご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長(門田直樹委員) 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長(渡邊美穂委員) 今の説明の中で、美術展の開催という文言があったんですが、これは議会の方に以前報告は受けてたんでしょうか。受けてなければ、具体的な内容を教えてください。

○委員長(門田直樹委員) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(木原裕和) まだ、議会の方には提案はしておりません。太宰府市芸術作品顕彰委員会ということで、そのまず準備をしようと、どういう美術展をしようかという準備をしようかということでの準備委員会の立ち上げのために附属機関に位置付けるということになっております。

○委員長(門田直樹委員) 渡邊副委員長。

○副委員長(渡邊美穂委員) その美術展というのは、何のための美術展なんですか。例えば1350年

とかいうことですか、それとも何か常設展みたいはどこかにそういうものを作ることなんですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） これは今うちの方で文化の振興ということで、生涯学習課の方で随時進めてきてます中で、市内にいろいろ芸術等に長けた方がいらっしゃいます、そういった方の掘り起しをして顕彰をしようかということで、まずは平成26年度から始めるためにその準備委員会を立ち上げようという話して、こういうかたちになってきております。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） もうちょっと具体的に聞きたいんですが、常設展でどこかの場所を常に美術館というかたちで、その内容は若干変わるかもしれませんが、そういうものを考えてあるということですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） そのすべてですね、この顕彰委員会で検討してもらおうということになるかと思います。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 今想定しておりますのは、福岡市とか北九州市、大野城市でもやっておりますけれども、目的としましては、太宰府市内にいらっしゃる芸術に触れてある方を表舞台に皆さんに知ってもらうようにして、表彰をしよう。そして、もっともっと芸術関係のすそ野を広げていこうと、そういうことで生き甲斐づくり、健康づくりをしていきたいというのがあります。年間を通して常設展というイメージよりも、どちらかというと期間を定めて応募作品を募集して、その中から優れたものを表彰して、一定期間展示をするというようなイメージを事務局では持っておりますけれども、専門家の意見を聞きながら、どうあるべきかというのは検討していきたいというふうに考えています。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） それでは例えば展示をする場所とかも、だいたい、文化ふれあい館がいいだろうとか、太宰府館がいいだろうというような構想は持ってあるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 基本的には中央公民館を芸術文化の発信拠点と位置付けていこうとしておりますので、そこを拠点として考えたいとは思っています。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） この委員会はだいたい何名くらいで、どういった方が委員会の中に入られるんですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 一応予定としては、10名前後を考えております。委員さんの構成については、現在検討中です。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） なされることはいいことだと思うんですが、予算も何も決まっていないのでしょ、今お話しをお伺いすると、どれくらいの規模かも決まっていない、今からその中で検討されていくというふうに聞こえたんですが、自分が思うには、なぜ今までできなかったのか、しなかったのかというのが疑問としてはあったけれども、できそうにないのでそう思わないようにしたんですが、今のお話しをお伺いすると、中央公民館という発想が、どうも太宰府らしいなど、いろんな意味で、ちょっと違うんじゃないかなど。それを多くの人に見てもらうには、やっぱり国立博物館じゃやないかなどと思うけど。太宰府の中でこじんまりとやるよりも、太宰府の芸術を見てくださいと、手を広げた方がいいような、まだ決まってないから、もし今からの検討の余地に入るようなら、よろしく。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 今おっしゃるように、固定しているものではなくて、いろんな可能性は探っていきたいと考えております。

○委員（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） これは要望なんです、今福廣委員がおっしゃったように中央公民館というのは一つの考え方かもしれませんが、せっかく地元の作家の方たちの作品であればですね、例えば食べ物屋さんや喫茶店などに地元作家の方たちの芸術作品を一つずつ置いて行って、それを見ながら食事できる環境をつくるとか、皆が歩いてそれを楽しめるような、そういう仕掛けづくりみたいなものにも役立てられると思うので、ぜひそういったものも参考にさせていただければと思います。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

意見交換を行います。

ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 意見交換を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時42分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第64号「平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第10、議案第64号、平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい歳入の補正項目については、併せて説明をお願いし

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり、歳出から審査を行います。

それでは、歳出の審査に入ります。補正予算書の歳出、12ページ、13ページをお開きください。

2款1項7目、財産管理費について、補足説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 2款、総務費、1項、総務管理費、7目、財産管理費、13節、委託料、松川公共施設（庁舎分）整備事業費、耐震診断委託料230万円の補正でございます。本年取得しました国土舘大学太宰府キャンパス跡地の松川公共施設庁舎分ということで、管理棟がございます、それにつきまして、この建物が昭和54年建築でございます、その活用に向けまして、耐震診断が必要なことから、補正予算230万円を計上させていただいているところでございます。

よろしくお願いたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

不老委員。

○委員（不老光幸委員） これは松川公共施設という呼び名でずっと行くんですか。あそこの場所というのは、松川にはほかに公共施設的なものはあるんじゃないかと思うんですが、あそこの呼び方は何か違うように変えたらいいんじゃないのかな、ずっとそのまま行くんですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲生） 不老委員がおっしゃった意見が内部でもあります。どちらにしても予算立てをするときにこの事業細目の名称をつけなくてはなりません。それで、いろいろ議論しましたがけれども、一応予算事業名ということで施設の名称ではないということで、内部確認をいたしております。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） この後でてくる10款のところにも関連するかと思うんですが、そもそも耐

震診断をされるというそれ自体は分かるんですが、国士舘からどういう状態で購入されたのか、国士舘側で耐震診断等はしてなかったのか、そういう部分の引継ぎというのはされてないんでしょうか、購入にあたっての。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 購入につきましては、土地の代金ということで契約をさせていただいております。それと、耐震診断につきましては、書類等で確認しましたところ、されていない状況でございました。土地の購入ということで、購入させていただいているという状況です。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 庁舎分とここに書いてあるんですが、予定ではここにはサークルの人たちの部屋とかいろんな利用が書いてあったんですが、庁舎分ということで限定されているということは、これは上下水道部が異動すると聞いているので、上下水道部の人たちが使う管理棟の中、いわゆる管理棟だけなのか、他の実習棟などもありますよね、そこは今回の耐震診断の該当には入っていないんですか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 実習棟につきましては、平成6年度の建築ということでございますので、その分は入っていないということになります。体育館の方につきましても、後程10款の、藤井委員さんが今言われた部分でございますが、建築は昭和48年ということで、まずその部分について開放に向けて併せたかたちで業務委託を行っていく予定とさせていただいております。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 耐震診断をされてその後の、もしそれで工事を行う場合も、先日の話ではもう決まっているようなことを言われたけれど、もう一度、いつ頃になるのか、再度教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 入居する時期でございますが、基本的に管理棟につきましては、来年の4月を目指してやっているとございます。当然のことながら、耐震診断をいたしまして、その状況によって耐用年数やそういうようなことも判断できますし、改修の費用とかも判断できます。耐震改修等必要な場合は、その時期と入居の時期は別に考えているということでございます。施設として、庁舎として利用することに対してはですね、現状のままで構いませんので、それと並行しながら耐震改修が必要ならば、耐震改修をしていくということでございます。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 現時点では、どのような工事をしていくかは、まったく手探りですか。耐震診断が出なければ、そこからしか進まない、前に。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（久保山元信） 一応、入居をして、その後例えば耐震上問題があれば、ブレース、斜材なんなんですが、それを外側につけることもできますし、できるだけ中に入った状態で、改修が必要

であれば、改修していこうかなど、考えておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。次に進みます。

同ページ、2款2項5目、地域コミュニティ推進費、及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 2款、総務費、2項、企画費、5目、地域コミュニティ推進費、19節一般コミュニティ補助事業交付金についてご説明いたします。金額につきましては、290万円の計上でございます。宝くじの社会貢献広報事業の一環として、財団法人自治総合センターが平成25年度コミュニティ助成補助金を平成24年9月に募集がありました。各自治会に打診をしたところ、松川自治会を含む4自治会が申請され、この度松川自治会、秋山自治会が採択されたところです。申請内容は、夏祭りや子ども会育成会の充実を目的とした物品や、公民館関係費物品の購入等でございます。

関連がございますので、補正予算書9ページをご覧ください。20款諸収入、4項雑入、1目雑入、総務費雑入内に同額を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 申請にあたって、4つの自治会から申請があつて、松川区と秋山区の2つが採択されたという説明がありましたが、この情報の投げかけは全部の44の自治会にされて、4つが申請されてきたと理解してよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） さようでございます。

（藤井雅之委員「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 4つの自治会が申請されたのに、なぜ2つしか採用されなかったんですか。

○委員長（門田直樹委員） 協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 趣旨としましては、宝くじの社会貢献広報事業として、集会施設やコミュニティ活動等、安全で安心な地域づくりの共生とさまざまな趣旨がございます。基本的には1市町村1つの採択というふうに基本的になっているようでございます。これは財団法人の予算の都合上ということもございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

次に進みます。

同ページ、2款2項6目、文化振興費について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 6目文化振興費、文化振興事業関係費の報償費、講師謝礼についてご説明いたします。本市におけます文化・芸術振興、推進のための施策の一つとして、文化振興審議会委員、市職員、太宰府市民を対象とした文化の講演会を開催いたします。文化でまちづくりという意識を再認識していただくということでの講演会の開催となっています。また、文化振興審議会が文化芸術振興基本指針を現在策定するうえで、市民の方からの意見が聞ければと、そういう場になればということでの講演会の開催を考えているところでの講師謝礼6万円となっております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款5項3目、参議院議員通常選挙費、及び関連する歳入の補正項目について、併せて説明をお願いします。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（友田 浩） 5項選挙費、3目参議院議員通常選挙費の141万8,000円の補正予算についてご説明いたします。今回の補正につきましては、7月に任期満了をむかえます参議院議員通常選挙における開票事務の迅速化を図るため、選挙用備品を購入するものでございます。購入する備品についてでございますが、昨年年末に急きょ実施されました衆議院選挙時に開票事務の省力化や開票時間の短縮化のために、投票用紙自動分類機を購入したところでございますが、更なる省力化を図るために今回増設ユニットを購入し、分類棚の増設を行い、開票時間の短縮化に寄与するために備品を購入するものでございます。

併せまして、歳入予算のご説明ということで、予算書8、9ページをお開きいただきたいと思っております。同額を選挙執行委託金として歳入を予算化させていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて、併せて質疑はありませんか。

福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 確認でお伺いしますが、今課長が説明された、そういう新しいシステムということですが、これは他市との状況はどんなふうなんですか。

○委員長（門田直樹委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（友田 浩） 近隣他市も同様の備品を買い揃えている状況でございますので、太宰府市もそれに追随といえますか、追いつくかたちで購入を計画的に行っています。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） なぜそんなことを聞くかという、これは過去の話ですが、現状は良くなっていると思いますが、とにかく太宰府市は福岡県の中でも一番遅かったんですよ、開票が。このためにどれだけ待たされたことか、そういう苦い経験が何回もあったものだから、他所より劣っているのなら、いいものにしたらと言おうと思って尋ねたので。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにありませんか。
藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 二点伺いますが、備品の購入は、私もだいたい開票のところに行くことが多いものですから、その必要性は理解しています。その上で併せて関連備品という部分で言えば、昨年の冬の総選挙の時には、急ぎよの選挙ということでしたけれども、冬の体育館の中で、あまり暖房器具もあまりない中で職員の方も大変だったでしょうし、立会人の方や選管事務局の方も選挙管理委員の方も寒い中大変だったと思うんですけども、今回夏の選挙ですけれども、そういった送風といいますか、そういった部分の対応は開票にあたってきちんとされるのかということが一点と、二点目に、これも関係いたしますが、4月5日に成立した国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律というのがあって、その中で国政選挙に対する投票所経費、開票所経費等について国が負担することになっている部分が、算定基準が見直しをされている法律が成立しているんですけども、その影響は今回の参議院選挙で、太宰府市の中では特別影響はないと考えておられるのか、認識をお聞かせいただきたいんですが。

○委員長（門田直樹委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（友田 浩） 一点目の開票時の冷房の分ということで、ご回答させていただきますけれども、体育館に冷房機を設置する分についてはかなり料金がかさみます関係で、大型送風機を今回は検討しておるところでございます…。

（福廣和美議員「（聞き取り不能）」と呼ぶ）

○選挙管理委員会事務局長（友田 浩） かなり高額になりますものですから、そういうかたちで対応させていただきたいと思っています。

二点目の選挙執行経費の委託金につきましては、議員がおっしゃられましたように、国の基準が変わりまして、算定基準が見直しになりまして、歳入減が見込まれますので、全体的に事務経費を見直していくことで対応していこうと思っています。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 投票所が今回大規模改修等との関係で、水城小学校体育館ではなくて学院中学校の方を使われるというのを市政だよりで見たんですが、特別法律が変わることによって、投票所が減ったりとがいうことはないということで認識していてよろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（友田 浩） 投票所の減というのはございません。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） これは要望ですけれども、お住まいのところによっては、選挙の当日に投

票所に行くのに不便である、距離があるとか、具体的にあげれば国分小学校の体育館のあの坂道を上
がっていくのが大変だという声も聞き及んでおりますので、投票所の今後の配置をどういうふうにし
ればいいのかということについても、期日前投票の活用等と併せて、その点は再度検討していただき
たいということを要望しておきます。

○委員長（門田直樹委員） 要望ということで、よろしいですか。

ほかにございませんか。

ここで、午前11時15分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時59分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前11時15分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどまでの分はよろしいですね。

次に進みます。16、17ページをお開きください。

9款1項、消防費、及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願いします。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、8節報償費、消  
防団関係費の消防団退職報奨金102万4,000円の増についてご説明いたします。

予算編成時は、部長職及び班長職経験者で10年以上15年未満を基準として20名の退職を想定し、  
466万円を計上しておりましたが、本年の退職者は、請求基礎年数が高く、結果支払総額が568万  
4,000円となり、102万4,000円の不足が見込まれることになりました。この不足額は全額が消防  
団員等公務災害補償等共済基金からの繰り入れがございませぬ。関連がございませぬので、補正予算  
書9ページをご覧ください。20款諸収入、4項雑入、1目雑入、総務費雑入内に同額を計上いた  
してございませぬ。

以上でございませぬ。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項4目、図書館費、及び関連する歳入の補正について、併せて説明をお願  
いします。

市民図書館長。

○市民図書館長（田村幸光） 読書促進事業関係費212万8,000円のご説明をさせていただきます。

この事業につきましては、後ほど歳入もご説明いたしますが、自治総合センターのコミュニテ  
ィ助成の青少年並びに芸術環境の補助金を活用させて行う事業であります。まず報償費の65万円  
ですが、芸術環境で東京の劇団を呼ぶ分の講師の謝金が25万円と、青少年育成につきまして親子

読書教室を開催する報償費が40万円となっております。内訳といたしまして、絵本作家の方を2人呼んでおりまして、それぞれ15万円と、25万円、宿泊、交通費を含んだところです。

続きまして、需用費の19万7,000円の説明をさせていただきます。消耗品費1万円につきましては、劇団、先ほどの芸術環境の演劇をする際の舞台の花代でございます。

印刷製本費18万7,000円の内訳につきましては、芸術環境並びに親子読書教室のそれぞれポスター、チラシ、入場券等の印刷費でございます。

委託料128万1,000円の内訳ですが、舞台操作委託料は劇団の演劇に関する中央公民館の舞台操作員の操作委託料でございます。地域の芸術環境づくり事業委託料120万9,000円につきましては、芸術環境の東京からお呼びします劇団と取り交わす委託料であります。

続いて、歳入の9ページの方、20款諸収入、4項雑入、1項雑入、総務費雑入の1722万4,000円のうち、130万円、芸術環境の劇団が90万円、親子読書の40万円、130万円がこの中に含まれております。教育費雑入27万7,000円につきましては、劇団鑑賞のために徴収いたします観覧料を27万7,000円予定しているところです。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 先ほど9款1項の消防費で説明もれがあったようですが…。

協働のまち推進課長。

○協働のまち推進課長（藤田 彰） 9款1項消防費、備品購入費の200万円の増について、ご説明いたします。先ほどコミュニティ助成金の中でもご説明いたしました、宝くじの社会貢献広報事業の一環として、財団法人自治総合センターが平成25年度コミュニティ助成事業のうち、地域防災組織育成助成事業として、平成24年11月に募集し、採択されたものです。内容としては、自主防災組織の充実や災害発生時における救援・避難物品であり、市が事業主体となり整備を行うものです。関連がございますので、補正予算書9ページをご覧ください。20款諸収入、4項雑入、1目雑入、総務費雑入内に同額を計上いたしております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて、併せて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） さきほどの市民図書館分に戻りまして、質疑はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 説明あったかもしれませんが、この芝居は具体的にいつ上演予定なんでしょうか。それからさっき歳入で27万円程度入ってくるとありましたが、あれはチケット代と考えていいんですよね。

○委員長（門田直樹委員） 市民図書館長。

○市民図書館長（田村幸光） 27万7,000円は入場料です。それから、開演は9月8日を予定しております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

それでは、私から一点、この前この件は芦刈議員が質疑を本会議2日目にしたと思うんですが、その時の教育部長のご説明で著作権をもっているというご説明があったんですが、これは120万円ほどで、団員さんが来てから演劇をしてもらえるということですよ。それともライセンス代を支払ってこっちでやるのか、その辺のことをご説明ください。

市民図書館長。

○市民図書館長（田村幸光） おっしゃるとおりです。東京から劇団をお呼びして、その劇団の方に劇を演じていただく費用です。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書18ページ、19ページ、10款5項1目：保健体育総務費について、説明をお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） それでは、1目の保健体育総務費、松川公共施設（社会体育施設分）整備事業費8,115万円についてご説明いたします。

今年4月に購入いたしました松川公共施設、旧国士舘大学太宰府キャンパス跡地の整備事業の予算であります。まず、13節委託料でございます。工事設計監理等委託料420万円についてご説明いたします。この委託料は15節に計上しております施設改修工事7,535万円にかかる設計の委託料でございます。また、耐震診断委託料として160万円は、既存の体育館の耐震診断のための委託料でございます。

次に15節、工事請負費でございます。7,535万円でございますが、内容といたしましては、施設最上部のグラウンドの整備に関する防球ネット、バックネット、水洗トイレ、駐車場等に関する整備に関する事業費、また、体育館をすぐにでも使いたいという声がありますので、それに応えるための安全対策費等の工事費でございます。

具体的な整備内容につきましては、設計を今後行いながら確定をさせてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて、質疑はありますか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） まず、一点目はですね、これは本会議2日目に同じ会派の神武議員からも質問が出ていますけれども、今説明がありました防球ネットとかバックネットとか水洗トイレとかの部分の、もう少し細かい金額の内訳をお示しいただきたいというのが一点と、体育館の耐震診断の160万円ですが、さきほどの財産管理費のところで聞くべきか迷ったんですけれども、基本はこの耐震診断の委託先は同じところにされるというふうに認識しておいてよろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 今の耐震診断の分についてはですね、具体的には公共施設整備推進担当課長と協議していきながら、やっていきますので、同じになるのではないかなと思ってはおります。

もう一点の、防球ネットなどについてはですね、予算上ではございますが…。

（三笠総務部長「委員長」と呼ぶ。）

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（三笠哲夫） 今の藤井委員のご質問ですが、工事費について、予算見積もりについては内容的に固めておりますけれども、その額については製品ごとになりますと今後の発注の関係がございまして、ご配慮願いたいと思っておりますけれども。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（藤井雅之委員「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 入札の関係があるということなので、わかりました、答弁は結構です。もう一点ですね、体育館の診断のところで引かかるのはですね、まだ体育館の診断がされる前にもうその施設は開放といいますか、この安全対策をこうやって予算に入れられてされるということで、体育館を使いたいという要望があるからそこは配慮してやられるということなんです、私としてはきちんと耐震診断をしたうえで安全対策をとってから開放というのが筋道ではないかなと思うんですが、あえて耐震診断と並行して開放することを前提というのは、引かかるですけども。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 私の説明が悪かったのかもしれませんが、今現在はまだ耐震診断はしておりませんので、まだ施設の使用条例もはっきり定めておりません。そういった部分での開放っていうかたちはまだしておりません。申し訳ありません。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 工事請負改修工事、トイレは2カ所だったですかね、グラウンドのトイレは、1カ所、2カ所…。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 今のところ1カ所を予定しております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 規模としては、2カ所ぐらいあった方がいいのかなと。グラウンド広いですからね。と思うんですが、内部での検討などされなかったですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 今のところそこまではやっておりませんが、今後利用される団体とも利用の仕方等も検討する機会ありますので、今後検討してまいりたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） なぜ2カ所希望するかというと、大佐野野球場とかでソフトボールをしている際、外野のバックネットの方で試合をしているチームはトイレがものすごく遠いんですよ、ものすごく。そうすると近場で用を足す人を見かけるものですから、衛生的にもよくないと思うので、できれば2カ所ぐらいあった方がいいと思います、これは要望というか、希望です。

それともう一点、体育館に関しては耐震をされるということで、これは使えるようになりましたら体育館は2カ所になりますね、それと総合体育館を建設されると3カ所になりますね、執行部の方では、ほんとに体育館が太宰府市に3カ所も必要だと思われていますか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 今ですね、それぞれの施設、それぞれの利用目的に合った使い方をさせていただこうというふうなことでですね、今いろいろ公共施設の仕分け等を検討しながら、利用させていただこうと考えております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（長谷川公成委員「もういいです」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） これは確認なんですけど、今回でているのは体育館の改修費なんですけど、さっき言っていた管理棟は別に出てきてましたけれども、実習棟とか今後の活用の仕方についてはスケジュールは執行部の中では出しているんですか、いつぐらいまでに検討して、こういう内容でというような、検討みたいなことはされているんでしょうか。

（執行部協議）

○委員長（門田直樹委員） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時31分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前11時33分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

総務部長。

○総務部長（三笠哲夫） 先ほどの名称の件は抜きにしまして、松川公共施設の管理棟と実習棟については、前回の議会全員協議会の中で一応再配置についてご報告を差し上げたところです。移転時期につきましては、それぞれ総合体育館、子育て支援施設との工事との進捗状況の中で、言葉が適切ではないかもしれませんが、玉突き状態で動いていきます。基本的には松川公共施設については、上下水道部については、平成26年度、初年度に事務室として運営できるように準備を進めているところです。それと、実習棟につきましては、議会全員協議会でご説明したとおり公文書館というようなところで位置づけを今しているところです。この再配置の関係につきましては、議会の方でまだ決定ではないと思いますけれども、前回の議会全員協議会の中で議長と副議長の方でこの件は日程を調整したいということでご報告がございましたので、またその中で

詳細についてはご報告できる分があるだろうと思っております。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 先ほどのお答えで、見積もりとか問題があるから具体的にはお答えができないというご説明がありましたけれども、これは全体的にみた場合、だいたいいくつぐらいに分けて発注されるのですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） その分については、整備内容についてはまだ確定しておりません。すみません。発注する業者数はまだ決まっておりません。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、ほとんど進んでいないと。よくわかりませんが、具体的なことを聞いても一緒ということだね。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） 松川公共施設については、できるだけ早く開放をという市民の声にこたえたいということで、必要最小限の調査、それと工事を行うというところにしております。今おっしゃいますように、工事費総額は確保しておりますので、この中で動くということで、細かいこと、いくつに分けて発注するとかいうことはまだ詰めていませんが、進んでないということではありません。今から進めていく、10月にはオープンできるようなかたちで目標をもってやっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） 理解はしますが、10月にオープンですよ。あと3カ月、ちょっとしかない訳ですよ、そうすると具体的なことはいつ決まるのかということ、どういうふうなかたちにするのかということ、たとえば駐車場を何台、どこに作るとか、グラウンドをどうするとかいった具体的なことは、いつ決まるんでしょうかということもあるし、今部長言われるように早く開放してほしいという声があるというけれども、どういうところからの声ですか。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（今泉憲治） どこに何台ということは、設計をしてみないと詳細には言えませんが、イメージとしてはグラウンドの斜面、東側ですかね、斜面のある下のところにできるのではないだろうかということで考えています。トイレについては、今仮設トイレがありますが、その近辺が適当だろうと、グラウンドについてはソフトボールが、子どもであれば4面、大人であれば3面はとれるだろうということで、私たちはイメージをしております。それと、もともとそこを利用していた団体さんもいらっしゃるし、早く開放してほしいという、特にソフトボールの団体のところから声があります。

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） ということは、今回のこの予算自体がほとんど確定ではないということで捉えたらいけないのかな。具体的に決まっていないのに、数字だけ出てきているという感じもし

ないでもないけれど、それはそれで今から明らかになってくるからいいんですが、私は別に急ぐことが悪いとはいいませんが、今部長が言われたようにグラウンドとかそういうところを中心に早くするということは大賛成ですよ、そこに体育館が入っているというところに非常に、体育館についてどういうところから早く開放してほしいという声があるかを教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 国士舘大学太宰府キャンパス跡地につきましては、4月13日、体育協会の加盟団体、バレーボールとか、バスケットとかソフトボール、野球とかの加盟団体にまず現場を見ていただきました。そして、ここを開放するにはどのようなものが要り、どういうふうにしていったらいいだろうかというご意見を聞いた中で、バレーボールや剣道などそういった団体からもできれば体育館を使いたいというご意見がでましたので、今部長が申し上げたかたちでのお話になってきております。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。バスケットは加盟団体ではないですよ、昔はそうだったけど。

（木原生涯学習課長「すみません」と呼ぶ）

○委員長（門田直樹委員） 福廣委員。

○委員（福廣和美委員） しつこくて悪いと思うけど、私は基本的に本会議で表明しているように体育館はいらんと思うからしつこく聞かなくても、体育館使用と運動場使用が一緒になった場合でも、駐車場使用が堪え得るような駐車場を作るんですよ、中途半端な駐車場だけはやめてほしいなと思うんだけど。路上に止めないと開会式にも行けないようなことではいけないですよ。ほかのところを言って申し訳ないけれど、水辺公園にしてもしかり、どこも、皆さんわかっていると思うけど、満足な駐車場がある施設はないでしょうが、太宰府市は。皆が中途半端というんですよ。我々が宣伝して回りようわけではないよ、駐車場を確保できるかどうかがあそこの最大のポイントと思うけど。まさかこじんまりとした、駐車場をつくりましたというような駐車場じゃないでしょうね。今回の、全体のことになって申し訳ないけれども、公共施設の中にその体育館との兼ね合いの話は全くないのですか。体育センターとの兼ね合いね、これはもう、国士舘がまったくいらんということではないんですよ、こっち残すのなら、要らないのじゃないですかと、前から言っているんだけど。そこだけが腑に落ちません。管理費については、まったく出てきてないけれど、それは腹案とか何かあるんですか、最後にそれだけ。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 管理費については、オープンに向けて、補正を行っていきたいと考えています。それと、すみません。国士舘の方の駐車場ですが、今現在体育館の方で約50台前後、グラウンドの方には訳100台前後で考えたいという想定であります。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 私から一つお願いがあるんですが、質疑は基本的に質疑をしていただきたいんですが、もちろんその中で関連する項目とか、要望とか、自分の考え等いろいろあるんですが、一般質問もありますので、そのために議会改革といいますか、このなかで意見交換を試行

していますので、その中でお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時43分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前11時46分

○委員長（門田直樹委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

一つ私から、7,535万円の件ですが、本会議2日目の質疑のときに部長のご説明だと、その坂の部分はそこに水路があってそこにフェンスをかけるのに…というご説明だったと思うんですが、それは水路の補修をするのか、それともフェンスを建てるだけなのか、その辺はどうですか。

○委員長（門田直樹委員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（木原裕和） 水路沿いにフェンスを建てるということです。

○委員長（門田直樹委員） ほかにありませんか。

それでは、次に歳入の審査に入ります。

補正予算書8ページ、9ページをお開きください。18款1項1目：基金繰入金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（濱本泰裕） 18款1項1目10節の財政調整資金繰入金1億3,444万1,000円について、説明を申しあげます。

これにつきましては、今回の6月の補正財源調整といたしまして、財政調整資金を充てるものがございます。なお、平成24年度末の財政調整資金残高といたしましては、21億8,175万6,547円となる予定でございます。

以上で説明を終わります、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから意見交換を行います。ご意見はありませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） さっき福廣委員からずっと意見がでていたように、松川の施設の件なんですけれど、今回うちの所管は体育館やグラウンドの部分になってくるんですが、少なくとも

ここについて今回仮にこの予算を認めたとしても、駐車場が本当に150台で適切なのかですね、管理代がどれくらいかかるのかとかというのは、今後所管の中で追跡調査をして確認をしていきよかんといけないという気はしているんですよね。本当に150台でいいんですかね。あのグラウンドと体育館、たとえば一緒に行事があった場合、どうなんでしょうか、現実的に。長谷川委員さんはどうですかね。あそこで3面、4面使って…。

○委員（福廣和美委員） なにをやるかによる。

○委員（長谷川公成委員） 市民ソフトボール大会は結構、30数チーム出て、各チーム自動車5、6台出したとしたら、150台は軽くいきますよね。10台とかだったら300台止めれないと、一会場で賄うのは無理ですよね。ですから、今執行部から水路沿いにフェンスを建てるという案があったんですが、よくよく考えたらその水路、側溝蓋がなされてないので、車が止められるようにうまく蓋をして整備をされれば、私はいいのではないかと思うんですが。いろいろ考え方あるんですが。

○委員（福廣和美委員） 150台しか止めれるような車しか来たらいいかんようにしないといけないよ、使う方も協力しないといけないですよ。決して150台でいいと言っているわけではないですよ、太宰府市内だけのいろんな使用なら150台で割かし足りるのではないかなど。

○委員（長谷川公成委員） どういう用途の大会で使用するかわからないからですね。今議会で予算が通れば動き出すでしょうから、いろんな設計図もできてくるでしょうから、それで判断するしか。ぴんとこない。ただ、体育館とグラウンドを一度に使用すると150台は少ないと思う。大きな大会などは。

○委員（福廣和美委員） あとで恥をかかない程度の大きさのものにしてもらえればいい。

○委員長（門田直樹委員） 全般について意見はよろしいですか。

これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今回提案の補正予算については、他の委員会に分割付託されている部分の兼ね合いがありますので、その補正予算そのものには賛成をいたしますけれど、やはりこの今、議論になりました10款保健体育費の松川公共施設の問題については、この出ています7500万円の金額と今私たちに示されている情報の部分が出されている金額の大きさの割にはあまりにも情報が少ないと感じたりしていますし、10月という開放の時期を考えると、もう少し議会の方にも情報提供、私たちも投げかけられる機会を持ちたいと、持つべきかなと思いますので、その点を要望いたしますして、この補正予算については賛成をさせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 同じく、賛成の立場で討論させていただきます。やはりこの補正予算が通った後に、執行部にはきちっとした配置図、駐車場はここにします、トイレはここにしますというのを、議員協議会等の中にも出していただいて、共通認識をもって、できれば現地視察等

もさせていただければなと思っております。これで私の賛成討論を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 他にありませんか。

これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第64号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 意見書第2号「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の 早期実施を求める意見書

○委員長（門田直樹委員） 日程第12、意見書第2号「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく擬態的施策の早期実施を求める意見書を議題といたします。

賛成者がおられますので、補足説明がありましたらお願いします。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） この内容は、前回の3月議会に共産党太宰府市議団より提出されたものとほぼ同じ内容となっておりますが、あれ以降政府の方も全く動きがございません。したがって、これは子どもの健康などにもかかわっていることから、一日でも早い実現をしてほしいということで、再度採択して、政府の方に意見書の送付をお願いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） それでは、本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見書第2号について、協議、意見交換を行います。

ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議、意見交換を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手と認め、意見書第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時54分〉

~~~~~○~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時55分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成25年8月23日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹